

静岡県告示第432号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和7年5月30日

静岡県知事 鈴木 康 友

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社MMKK	富士市中野台一丁目23番11	児童発達支援・放課後等デイサービスまつの塾2	富士市中野台1-23-1	令和7年5月1日	児童発達支援	特定無し
あこの合同会社	磐田市富士見町四丁目2番地7	あそびっこどんぐり	磐田市富士見町四丁目2番地7	令和7年5月1日	保育所等訪問支援	特定無し
合同会社ゆら	富士市伝法573番地の2	スモールステップのあ	富士市横割1丁目17番24号	令和7年5月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス	特定無し
一般社団法人マンパワー	沼津市大岡800番地の8	たんぽぽ	沼津市大岡800番地の8	令和7年5月1日	放課後等デイサービス	特定無し